

寒川町立保育園の民設化方針

平成24年9月

寒 川 町

目 次

I	方針の策定にあたって		
1.	趣旨	1
II	保育園の現状と課題		
1.	保育園の現状		
1)	認可保育園の設置状況	2
2)	保育需要	2
3)	町立保育園の児童数	4
4)	保育施設の状況	4
5)	保育園の運営費	4
6)	保育サービス	5
2.	保育園の課題		
1)	保育・子育て支援サービス	5
2)	地域支援の充実	5
3)	保育園運営費	5
4)	施設改修に係る財政負担	6
5)	指定管理者制度	6
III	問題解決に向けて		
1.	解決に向けての方向性	6
2.	民設化による効果	6
1)	保育・子育て支援サービスの充実	6
2)	保育園の安定的運営	7
3)	新たな財源の確保	7
IV	民設化の推進		
1.	民設化について	7
2.	民設化の実施（計画）	7
3.	用地及び建物等について	7
4.	移管先の選定	7
1)	運営主体の考え方	7
2)	運営に関する条件	8
3)	移管先法人の選定	8
5.	引継ぎ保育	8
6.	保育サービスの維持・向上	8
7.	移管後の対応について	8

I. 方針の策定にあたって

1. 趣旨

本町では町立保育園を3園設置し、家庭での保育に欠ける就学前児童を保護者の代わりに保育することで、保護者の就労支援を行ってきました。

しかし近年、女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。保育園への入園希望者は、町の児童数が減少傾向にあるものの、核家族化や共働き家庭が増えたことなどにより、増加傾向にあります。

こうした状況のもと、本町では、「のびのび すくすく 家族と地域の子育て環境づくり」を基本理念に「寒川町次世代育成支援対策行動計画」を策定し、延長保育等の特別保育サービスの充実や育児相談・育児情報の提供など、子どもを産み育てる環境を整えるための取り組みを進めています。また、増大・多様化する保育ニーズにきめ細かく対応し、子育て家庭への支援をさらに充実するため、「公民の役割分担」を見直し、公と民が協力し柔軟に子育て支援サービスを提供していく必要があります。

このようなことから、町立保育園のあり方や民設化の有効性について検討するため、町民や学識経験者、関係団体の代表者による「寒川町立保育園民設化検討委員会」を設置しました。そして、平成24年3月、民設化の取り組みが必要との検討結果報告を受けました。

本町では、検討委員会の報告内容を踏まえ、町立保育園の民設化を推進し保育の質とサービスの向上に取り組むため、この方針を策定しました。

II. 保育園の現状と課題

1. 保育園の現状

1) 認可保育園の設置状況

町内の認可保育園は、平成24年4月1日現在で3園あり、そのすべてが町立保育園です。設置されたのは昭和30年代で、当時は公設公営の保育園が多い中、公設民営の方針を取り入れ、現在までの約50年間、民間に管理運営を委ねています。

*認可保育園

認可保育園は児童福祉法に基づく児童福祉施設です。「児童福祉施設最低基準」により施設の設備や広さ、保育士の数などの基準が定められていて、その基準を満たして認可された保育園です。

2) 保育需要

全国的に少子高齢化が進む中、本町の人口推計は、今後緩やかな増加傾向をたどりますが、平成27年をピークに減少すると予想しています。また、年少人口（0～14歳）は年々減少しており、少子化の傾向が伺えます。

一方、保育を必要とする児童は就学前児童数の減少に比べ、女性の社会進出や核家族化によりあまり減少せず、特に低年齢児については増加傾向にあり、このような状況は今後も続くと思込まれます。

認可保育園への入園を希望して、かなわなかった児童は、ここ数年の年度当初で70名前後（待機児童数は10名前後）となっています。

*待機児童

認可保育園への入園の要件を満たし申し込んでいるが、施設の不足などによって入園できないでいる児童。

【人口推計】

	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
人口総数	47,039	47,581	47,615	46,999
年少人口 (0～14歳)	6,804	6,678	6,552	5,942
構成比	14.46	14.04	13.76	12.64
0～4歳	2,273	2,097	1,918	1,685
5～9歳	2,160	2,395	2,210	2,021
10～14歳	2,371	2,186	2,424	2,236
生産年齢人口 (15～64歳)	33,242	31,535	29,430	28,120
構成比	70.67	66.28	61.81	59.83
老年人口 (65歳以上)	6,993	9,368	11,633	12,937
構成比	14.87	19.69	24.43	27.53

※平成 17 年・平成 22 年は、4 月 1 日の住民基本台帳人口、平成 27 年・平成 32 年は、コーホート法による推計値です。

*コーホート法

ある一定期間に出生した集団の生存率や転出入などの人口変化をもとに将来の人口を推計する方法をいいます。

【保育需要の推移】

各年 4 月 1 日現在

		H19	H20	H21	H22	H23	H24
0～5歳児童数（人）	A	2737	2703	2641	2586	2482	2474
前年度比増減（人）		—	△34	△62	△55	△104	△8
町立保育園入所児童数（人）	B	589	585	567	557	521	544
町外保育園入所児童数（人）	C	31	25	24	26	28	28
未入園児童数（人）	D	47	67	69	73	70	49
認可外保育施設通園者数（人）	E	225	230	235	237	207	224
保育需要（人） $B+C+D+E=F$		892	907	895	893	826	845
幼稚園利用者数（人）	G	580	591	606	595	574	571
幼稚園・保育園需要（人） $F+G=H$		1472	1498	1501	1488	1400	1416
未就学児童に占める需要（%）	H/A	53.78	55.42	56.83	57.54	56.41	57.24

【未入園児童数の推移】

区分	H20年度		H21年度		H22年度		H23年度		H24年度	
	4月 未入園	年度末 未入園	4月 未入園	年度末 未入園	4月 未入園	年度末 未入園	4月 未入園	年度末 未入園	4月 未入園	年度末 未入園
0歳	4	43	9	40	12	43	14	34	10	—
1歳	23	38	23	34	26	38	22	25	21	—
2歳	10	20	27	34	23	24	26	25	15	—
3歳	19	19	3	5	8	6	7	3	1	—
4歳	8	8	5	6	3	2	1	1	1	—
5歳	3	2	2	3	1	0	0	0	1	—
合計	67	130	69	122	73	113	70	88	49	—

3) 町立保育園の児童数

本町では、保育士数や施設面積の基準内での定員の弾力運営を図り、保育園への児童の受け入れを拡大しています。しかしながら、0歳～2歳児の受け入れについては希望も多く、さらに拡大する必要があります。

【園の状況】

平成24年4月1日現在

保育園名	定員	入所児童数	開設年月日	改築年月日	住所	
公設	さむかわ保育園	180	194	S30年	S52年	宮山 935
	旭保育園	180	178	S36年	S50年	宮山 2194
	一之宮愛児園	180	172	S38年	S51年	一之宮 8-3-1
	合計	540	544			

【年齢別入園児童数】

平成24年4月1日現在

保育園名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
さむかわ保育園	4	22	33	43	44	48	194
旭保育園	4	19	27	42	39	47	178
一之宮愛児園	3	24	24	41	42	38	172

【待機児童数】

各年4月1日現在

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
待機児童数	8	6	9	10	9	8

4) 保育施設の状況

町立保育園3園の現在の園舎は、昭和50年から52年に建築したもので、建築後約35年が経過しています。随時、修繕等を行っていますが、今後、大規模な改修が必要になります。

5) 保育園の運営費

保育園の運営費は大きく分けて保育士等の人件費と、清掃等の委託や機器の保守点検の事務費、子どもたちの食材・教材等の事業費に分けることができます。

過去5年間の保育所運営費の推移を見ると、毎年状況は異なるものの、5億7千万円前後となっています。また、運営費の多くを占める人件費は、増加傾向にあります。

【年度別保育園運営費 決算額】

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
運営費合計	567,196,020	578,356,628	580,074,393	577,407,690	567,691,638
人件費	456,917,010	466,820,159	455,265,620	465,611,003	468,983,482
事務費	39,472,278	36,586,156	44,465,747	36,944,506	31,515,256
事業費	70,806,732	74,950,313	80,343,026	74,852,181	67,192,900

※運営費合計は、委託費以外の収入を含む決算額

6) 保育サービス

町立保育園3園では、午前7時から午後7時までの12時間保育で、延長保育や障がい児保育を実施していますが、子育て家庭からは、受入児童数の拡大や通常保育以外の保育（延長保育、一時保育、休日保育など）の充実を希望する声が聞かれます。

待機児童の解消に向け定員を超えて児童を受け入れている現状では、これらの要望に応えることが難しくなっています。

2. 保育園の課題

1) 保育・子育て支援サービス

女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、新たに様々な子育て支援を希望する世帯が増加しています。本町では、保育園運営事業や子育て支援センター事業、ファミリーサポート事業などの子育て支援事業を実施していますが、保育サービスの拡充や子育て支援策の充実に向け推進していく必要があります。

2) 地域支援の充実

保育園では、在園児と地域の子どもと一緒に楽しく遊べるように園庭を開放したり、各種行事を開催し地域とのつながりに努めていますが、少子化や核家族化などにより子育て家庭を取り巻く環境は、ますます厳しくなっています。

このようなことから、保育園は在園児とその家族との関わりだけでなく、身近な子育て支援施設として、在宅で子育てをしている家庭への育児情報の提供や育児相談など、地域の子育て支援が望まれています。

3) 保育園運営費

平成15年度の一般会計歳出決算額は約131億円。保育園の運営費は約5億2千万円で、歳出に占める割合は約3.95%でした。また、平成22年度の保育園の運営費は約5億6千万円で、平成15年度と比べ約4千万円の増、歳出に占める割合は約4.27%となっています。

保育園の運営費は、平成15年度までは利用者からの保育料と、国や県の負担金、町費により賄われていましたが、平成16年度から保育料と町費で賄われるようになり、町の負担が増加しています。

保育需要の増加が今後も見込まれる中、子育て家庭を支援するために、より効果的で、効率的な保育を実施していくことが、今まで以上に必要になっています。

【町予算における保育決算構成】

	H15年度	H22年度	対H15年度増減
一般会計歳出決算額	13,086,259千円	13,080,819千円	△5,440千円
保育園運営委託費	517,427千円	559,513千円	42,086千円
構成比	3.95%	4.27%	0.32ポイント増

【委託料の財源内訳（町立保育園3園分）】

	H15年度	H22年度	対H15年度増減
国庫負担金	70,789千円	0千円	△70,789千円
県費負担金	46,175千円	0千円	△46,175千円
その他（保護者負担等）	103,447千円	121,947千円	18,500千円
一般財源	297,016千円	437,566千円	140,550千円

4) 施設改修に係る財政負担

町立保育園3園は老朽化が進んでいるため、町の総合計画後期基本計画では平成26年度から28年度に大規模改修工事を予定していて、それに伴う財政負担が見込まれます。

5) 指定管理者制度

本町の保育園は開設当時より公設民営で、民間に業務を委託し運営してきましたが、平成18年度から指定管理者制度へと移行しました。現在、社会福祉法人を管理者に指定し運営しています。

この指定管理者制度は、期間が終了する都度に管理者の指定を行うもので、町立保育園3園は、平成25年度で満了するため、改めて管理者の指定を行わなければなりません。

III. 課題の解決に向けて

1. 解決に向けての方向性

少子化が急速に進む今、子どもを安心して育てていくためには、子育て家庭が身近な地域で支援を受けられる体制づくりが重要となり、保育園は今後もさらなる役割を担う存在になると考えられます。このことから保育サービスや保育園の効率的な運営について抜本的な見直しが必要です。

しかし国の三位一体改革により、児童福祉法における国・県の負担義務の対象が、すべての保育園から民間保育園のみに特定されたため、町の財政負担が増えました。入園児童の受け入れ拡大や新たな保育サービスを提供するには、何よりも安定した財源を確保することが大切です。育児に不安を持つ在宅の家庭に対しても、保育園や子育て支援センターを中心とした子育て支援事業の充実を図るための財源を確保することが課題となっています。

こうした状況の下、町立保育園を民間事業者に移管することで、柔軟で積極的な民間力をさらに活用でき、財政面では、国や県の運営費補助の対象となることから安定した財源を確保することができます。

また、数年で運営者が変わる可能性があり独自事業の検討・実施が行いづらい指定管理方式から、運営母体が変わらない民設民営方式へ変更し、財源の効率化を図りつつ、多様化・増大化する保育ニーズに対応した保育サービスの長期にわたる安定的な提供を目指します。

2. 民設化による効果

1) 保育・子育て支援サービスの充実

12時間を超える延長保育や必要な時に短時間の保育を提供する一時保育などの特別な保育の実施や、保育園が在園児とその保護者のみならず、地域の身近な子育て支援施設として一層の役割を持つ

ことができるようになります。

2) 保育園の安定的運営

指定管理期間ごとに運営法人が替わる可能性がなくなり、安定的な保育運営ができます。

3) 新たな財源の確保

国や県の補助を受けることになり、新たな財源を確保できます。これにより町の財源を様々な保育サービス、子育て支援サービス、また、保育園の園舎の改修、待機児童対策に活用することができます。

IV. 民設化の推進

1. 民設化について

認可保育園は、公設であっても民設であっても、法定化された一定の基準に基づいて運営する義務があり、保育内容についても、公・民ともに保育所保育指針に基づき実施しています。

また、児童福祉法により、保育の実施主体は町と定められており、保育園の入園受付事務や保育料の決定、徴収事務等は、公設民設問わず町が行います。

町立保育園は既に民間の事業者が運営していますので、設置主体を公設から民設に変えるということになります。

民設化にあたっては、保護者との信頼関係を基本とし、子どもの最善の利益が図られるよう進めていきます。

2. 民設化の実施（計画）

町立保育園は平成26年度（平成26年4月）を目標に3園同時に民設化します。

平成24年度	平成25年度	平成26年度
移行準備	移行準備・引継ぎ期間	民間移行

3. 用地及び建物等について

ア. 保育園用地（町有地）は、10年間無償で貸付けます。無償貸付期間経過後については、期間終了前に町と協議のうえ、更新できるものとします。

イ. 建物（保育園敷地内構造物を含む）は譲渡しますが、方法については、建物の評価を行った後に決定します。

ウ. 備品等は、壊れるまで保育園で使用することを条件に無償で譲渡します。

4. 移管先の選定

1) 運営主体の考え方

児童福祉法の改正により学校法人、企業等が認可保育園を設置することが可能となりましたが、社会福祉法人以外の運営主体では施設整備等の補助制限があること、保育園運営の実績例が少なく、評

価が難しいことなどから、神奈川県内で5年以上の認可保育園の運営実績を有する社会福祉法人とします。

2) 運営に関する条件

移管先法人は、保育サービスの拡充や保育環境の維持向上を図るため、職員配置などの体制を確保することや保護者の意向を尊重し、事業の継続性を保つことなどの条件を備えている必要があります。そのため、移管先法人に対して、運営などに関して諸条件を付します。

3) 移管先法人の選定

各分野の方から意見を求めるため選定委員会を設置し、保育や事業内容、また、移管先法人の安定性など、様々な観点から評価を行い選定し、町が決定します。

5. 引継ぎ保育

保育士が替わることによる子どもへの影響を最小限にするため、現在の保育士の半数以上が入れ替わる場合は、6か月の引継ぎ保育を実施します。

6. 保育サービスの維持・向上

移管先法人に移管後3年以内に第三者評価機関による評価の受審を義務づけ、保育サービスの維持、向上を図ります。

7. 移管後の対応について

移管後については、保護者、移管先の法人、町の三者による協議の場を設置し、より良い保育運営の推進を図ります。